

鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準

1（趣旨）

この基準は、鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2（審査方法）

審査及び評価は、鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において次のとおり行うものとする。

審査委員は、参加事業者からの提案内容を基に、別紙「鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託に係るプロポーザル評価基準表」（以下「評価基準表」という。）で採点を行うものとし、各審査委員の評価点の合計点数と提案価格に対する評価点を合算した点数が最も高い者を契約候補者とする。

（1）一次審査（書類審査）

提出書類に基づき参加資格要件を満たしているかの判断を行うものとする。ただし、要件を満たしていない場合、二次審査に進めないため留意する。

（2）二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング等による審査）

企画提案書に関するプレゼンテーションを行った上で鎌ケ谷市立保育園給食調理業務委託仕様書に基づき、適切に業務の遂行ができるか等の質疑を行い、候補者を選定する。

（3）審査項目

第二次審査の審査項目については以下のとおりとする。

- ① アレルギー児への対応（誤食時における対応を含む）に対する評価
- ② 食中毒など非常時に対する評価
- ③ 安全衛生管理体制に対する評価
- ④ 人員配置及び調理業務体制に対する評価
- ⑤ 保育園給食に対する基本的な考え方に対する評価
- ⑥ 食育に対する考え方と園児への食育計画に対する評価
- ⑦ 職員の研修方法及び内容に対する評価
- ⑧ 業務実績に対する評価
- ⑨ 総合力に対する評価

⑩ 提案価格に対する評価

(4) 契約候補者の選定方法

候補者の選定は、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

ただし、同点の場合の優先順位は、審査項目1「アレルギー児に対する評価」の点数が高いもの、審査項目2「食中毒など非常時に対する評価」の点数が高いもの、審査項目3「安全衛生管理体制に対する評価」の点数が高いもの、審査項目4「人員配置及び調理業務体制の評価」の点数が高いもの、審査項目5「保育園給食に対する基本的な考え方に対する評価」の点数が高いもの、審査項目6「食育に対する考え方と園児への食育計画に対する評価」の点数が高いもの、審査項目7「職員の研修方法及び内容に対する評価」の点数が高いものの順に選定し、さらに同点の場合は、再評価を行い選定することとする。

(5) 最低評価基準の設定

事業者として一定の能力・水準を確保する必要があることから、評価基準表の評価点について、全委員の合計点数が600点未満（満点の60%未満）（以下「最低評価基準」という。）の場合、その事業者を選定から除外することができる。

最低評価基準＝配点合計（200点）×委員数（5人）×60%

(6) 参加業者が1者の場合の取扱い

本プロポーザル参加者が1者の場合であっても、同様に一次審査及び二次審査により選考を行うが、一次審査にて参加要件を満たしていない場合又は二次審査で最低評価基準に達しなかった場合、審査委員会における協議により、候補者なしとする。

3 評価基準

別紙「鎌ヶ谷市立保育園給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準表」のとおり。